

第104号議案

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 島根県立短期大学条例（昭和39年島根県条例第1号）
- (2) 島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料については、なお従前の例による。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員」とは、県立の高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習主任、主任寄宿舍指導員、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

第4条第1項を次のように改める。

教育職員に適用する給料表は、高等学校等教育職給料表（別表第1）とする。

第4条第2項中「別表第3及び別表第4の級別職務分類基準表」を「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表（別表第2）」に改める。

第4条の2を削る。

第22条の2第1項中「又は大学の学長」を削り、同条第2項中「、管理職員にあつては」及び「、大学の学長にあつては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第24条第2項中「（大学の学長にあつては、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、大学教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級であるもののうち人事委員会規則で定める教育職員（次項及び第25条において「特定幹部教育職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（特定幹部教育職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額）」を削る。

第25条第2項中「（特定幹部教育職員にあつては100分の92.5）」、「（特定幹部教育職員にあつては、100分の45）」及び「（特定幹部教育職員にあつては、100分の50）」を削る。

第26条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を削り、別表第4を別表第2とする。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

（県立学校の職員定数条例の一部改正）

- 6 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように

改正する。

「県立大学

第 2 条中 教育職員 137人 を削る。

事務職員、技術職員その他の職員 51人」

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (昭和34年島根県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「県立大学の学校医に関しては県規則で、その他の学校医等に関しては県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第 5 条とする。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(職員の互助会に関する条例の一部改正)

- 9 職員の互助会に関する条例 (昭和38年島根県条例第16号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「県立大学の職員、」を削る。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 10 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和46年島根県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表第 2 」を「別表第 1 」に改める。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 11 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和47年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「 (県立大学を除く。以下同じ。) 」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 12 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年島根県条例第8号) の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「管理職員又は大学の学長」を「管理職員が」に改め、「。以下「任期付職員条例」という。」を削り、「職員」を「職員が」に、「同条第2項中「管理職員に」を「当該管理職員」に、「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に」を「当該職員」に改め、同条第5項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

(改正の順序)

- 13 附則第4項及び栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例 (平成18年島根県条例第 号) 第2条の規定による県立学校の教育職員の給与に関する条例の改正については、同条例は、栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例第2条の規定によってまず改正され、次いで附則第4項の規定によって改正されるものとする。